第三条第二項中「前項第十五号及び第二十八号」を「前項第十七号及び第三十号」に、「同項第二十九号から第三十三号まで」を「同項第三十一号から第三十五号まで」に、「同項第三十四号」を「同項第三十六号」に改める。

第十七条第三項中「第十六号」を「第十八号」に、「同項第三十四号」を「同項第三十六号」に改める。

第二十二条中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

第二十一条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四十六号を第四十七号とし、第二十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関すること（理財局の所掌に属するものを除く。）。

第七条第二十七号中「及び財政投融資特別会計及び東日本大震災復興特別会計の経理（東日本大震災復興特別会計にあっては、復興債に係る経費の経理に限る。）」に改める。

第十六条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　東日本大震災復興特別会計の経理のうち財務省の所掌に係るものに関すること（理財局の所掌に属するものを除く。）。

第四十八条第三号中「の経理」を「及び東日本大震災復興特別会計の経理（東日本大震災復興特別会計にあっては、復興債に係る経費の経理に限る。）」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第二十二条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十二号を第四十四号とし、第十六号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

十七　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第三条第二項中「前項第二十七号から第四十一号まで」を「前項第二十九号から第四十三号まで」に改める。

第十九条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第九十五条中第二十三号を第二十五号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

十五　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

第百条中第二十六号を第二十八号とし、第十八号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

十九　東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十一号を第二十三号とし、第十五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

十六　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

第二十三条中第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

（農林水産省組織令の一部改正）

第二十四条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十号を第三十二号とし、第十五号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

十六　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第三条第二項中「前項第二十四号から第二十七号まで」を「前項第二十六号から第二十九号まで」に改め、同条第三項中「第一項第十八号、第十九号及び第二十八号」を「第一項第二十号、第二十一号及び第三十号」に改め、同条第四項中「第一項第二十九号」を「第一項第三十一号」に改める。

第十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

（経済産業省組織令の一部改正）

第二十五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号を第二十五号とし、第十八号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　東日本大震災復興特別会計の経理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

十九　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

第十七条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十六条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十九号を第三十号とし、第十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち国土交通省の所掌に係るものに関すること。

第三条第二項中「前項第二十六号から第二十八号まで」を「前項第二十七号から第二十九号まで」に改める。